

令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる

無担保

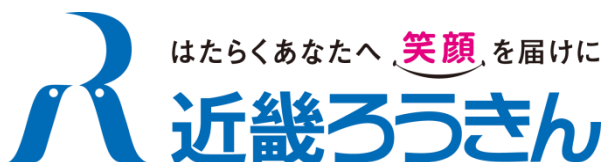
災害救援ローン

取扱期間：2023年3月31日まで

概要

商品名	災害救援ローン（無担保）
ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たしている方 ○ 当金庫の会員組合員の方、生協組合員の方、または近畿2府4県にお住まいかお勤めの方で、令和4年福島県沖を震源とする地震において、災害救助法の適用地域でご本人、ご家族（3親等以内）が罹災（被災）された方 ○ 当金庫指定の保証機関の保証を受けられる方
お使いみち	○ 生活資金 災害復旧に要する生活資金、 災害時の当座の生活資金 ○ 住宅資金 被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、 災害による住宅の建築費・購入費等
ご融資限度額	○ 生活資金：1,000万円以内 ○ 住宅資金：2,000万円以内
ご融資金利	○ 固定金利：年1.00%（保証料込）
ご返済期間	○ 生活資金：10年以内 ○ 住宅資金：25年以内 * 元金据置を可とし、元金据置期間は最長1年以内とします。 * 最終ご返済時の年齢は、満76歳未満となります。
ご返済方法	元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済 * 元金据置期間中は、利息のみの返済となります。
保証	当金庫指定の保証機関をご利用いただきます。
確認資料	○ 自治体などが発行する罹災（被災）証明書 ○ 必要資金が確認できる見積書、明細書など
その他	○ 2023年3月31日までに申し込みを受け、2023年6月30日までのご融資実行分が対象となります。 ○ 金利は金融情勢の変化によって見直す場合があります。

○審査の結果、ご希望にそえない場合があります。また、審査結果の内容についてはお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。
○営業店の窓口に説明書をご用意しています。くわしくは営業店の窓口でお問合せください。また、店頭で返済額を試算いたします。○会員組合員とは、当金庫に出資加入していただいている労働組合などに所属されている組合員の方です。○生協組合員とは、当金庫に出資加入いただき、相互の協同・連携を確認させていただいている生協の組合員の方、および同一生計のご家族の方です。○一般勤労者とは、会員組合員・生協組合員以外の方で、近畿2府4県にお住まいかお勤めの方です。○記載内容は、2022年4月1日現在です。



お客様センター ☎0120-191-968 月曜～金曜9:00～18:00 (祝日、12月31日～1月3日は除く)

230331 2203R76